

「権利の譲渡・名義貸し」などの 名目による詐欺の手口に要注意！



平成27年4月末現在、県内で発生している特殊詐欺は36件ですが、そのうち名義貸し等を名目にした架空請求の被害が16件で全体の約44%を占めています。

そこで、高齢者が被害に遭っている手口の事例を紹介します。

- 例1
- ・ X社を名乗る男がAさん宅に「あなたにはY社が建設する**老人ホームへ入所する権利があります。**」と電話をかけてくる。
 - ・ Aさんは、身に覚えがないので、老人ホームへの入所権利を断るとX社から「**権利を譲って欲しい**」と頼まれる。
 - ・ その後、犯人は親切心で老人ホームへの入所権利を譲ったAさんに対し、「**権利を譲ることは法律違反**」などと脅し、お金を要求してきます。
- 例2
- ・ Z社を名乗る男がBさん宅に「債権取引のリストにあなたの名前が登載されています。**リストからあなたの名前を削除する代わりに、当社が債権取引を出来るように名義を貸して欲しい。**」と話を持ちかける。
 - ・ Bさんが名義を貸すことに同意すると、その後「**名義を貸したことは法律違反**」などと脅し、お金を要求してきます。



被害防止のポイントです!!



誰もが被害に遭うおそれがあることを自覚する。



在宅時も留守番電話を設定して、心当たりのない電話には出ない。



名義を貸して欲しいなどと電話で言われたら、すぐに切る。



電話の相手からお金の話をされたらすぐに家族や警察に相談する。